

災害ボランティアの皆さんへ ～活動にあたっての衛生配慮にかかわるガイドライン～【第1版】

全社協 全国ボランティア・市民活動振興センター

新型コロナウイルス感染症は、一般的には飛沫感染、接触感染で感染するといわれています。つきましては、活動の際には、飛沫の拡散を防ぐこと、他者との直接接触を避けることの2点を基本に活動いただきますようご配慮ください。

基本的なルール

- 感染防止の基本は、一人ひとりの基本的感染対策にあります。
- ついては、どんな場面における活動にあっても、ボランティアの皆さまは、以下の事項をお守りいただきますようお願いいたします。

1. 健康管理の徹底

- ・ 身体の状態が以下①～③に1点でも当てはまる場合は、活動の参加を控えるようにしてください。
- ・ 体温計測は客観的基準として有効ですので、活動の際の事前の検温をお願いいたします。

《チェック項目》

- ①体温が37.5℃以上の場合（または平熱を1℃以上超える場合）
- ②咳、倦怠感等風邪の症状がある場合、味覚・嗅覚の異常がある場合
- ③海外渡航歴があり帰国後2週間を経過していない場合
- ・ 万が一被災地において感染者が確認された場合、迅速に濃厚接触者を特定するため、国がリリースした接触確認アプリを積極的に活用してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

2. 手洗い・手指消毒の励行

- ・ 活動前、活動中、活動終了後のいずれにおいても石けんでの手洗いとアルコール等での手指消毒を徹底されるようご配慮ください。携帯用の消毒液等をご持参ください。

3. マスクの着用

- ・ 活動中のマスクの着用を徹底するようご配慮ください。

4. 対人距離の確保

- ・ 対人距離の確保は感染防止の重要事項です。
- 感染拡大のリスクをできる限り最小限にしながら、適切なコミュニケーション手段を用いて活動が行われるよう、フィジカルディスタンス（物理的距離）をつねに意識した行動をお願いいたします。

- ・ 参考 ・「新しい生活様式」の実践例（厚生労働省ホームページ）
- ・ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html
- ・ 新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け）（厚生労働省ホームページ）
- ・ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_ga_00001.html